

指定都市市長会「広報委員長」について

■ 広報委員長の役割

- 指定都市市長会の発信力を更に強化するため、メディアとの連携や効果的な広報活動を推進する。
- 真の地方創生と多様な大都市制度の実現するため、シンポジウムや政策広報なども活用し、指定都市市長会の主張等を効果的に発信する。

【参考】※指定都市市長会会長4期目に向けた方針（令和元年11月）〈抜粋〉

4期目に取り組む3つの柱

②指定都市市長会の発信力の更なる強化

○広報委員長の新設⇒メディアとの連携・効果的な広報活動の強化

③真の地方創生と多様な大都市制度の実現

○シンポジウム・政策広報などによる効果的発信（広報委員長の新設）

■ 具体的な取組（案）

「既存の広報活動に加え、新たな広報媒体を活用し、
指定都市の発信力を更に強化していく」

- シンポジウム開催による、指定都市市長会の情報発信【継続】
- 市長会議後の記者会見での対応【新規】
- 新たな広報媒体の活用による情報発信【新規】
 - ・新たな広報媒体を活用し、時宜にかなったテーマで指定都市の政策を発信
 - ・SNSの活用による指定都市の紹介（検討中）